

(別記)

2025 年度広島市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市域は、農業生産の場が市街化区域を中心とした都市的地域あるいは都市的地域に隣接した農業振興地域を中心とする農業地域であり、都市と農村が一体的で、ヒト、モノの距離が近い特性がある。

都市的地域においては、高度な栽培技術を活かした集約的農業が営まれており、認定農業者を中心にほうれんそう、しゅんぎく等の葉物野菜や枝豆、特産である広島菜などが生産されている。農業地域では、ほ場整備実施地区を中心に、集落営農による稲作経営や若い新規就農者を核とした担い手がこまつな、ほうれんそう等の葉物野菜を生産している。

一方で、生産者の高齢化による農業従事者の減少、農業生産額の減少、遊休農地の拡大等が課題となっており、認定農業者・認定新規就農者、女性・高齢農業者、定年退職後の新規就農者・帰農者など、多様な担い手を育成するとともに、本市域で暮らす消費者のニーズに対応した新鮮・安心な農産物を生産・供給していくための取組を推進し、農業者を支援していく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

生産現場の特性を生かし、市内産の農産物である“ひろしまそだち”産品を通じた地産地消を推進する。

具体的には、新鮮さが求められる葉物野菜や、おいしさ、安心・安全、環境にやさしい等の消費者ニーズの高い品目・品種の生産振興を図る。

また、小売店や飲食店等と連携したPR等により、消費拡大を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

果樹を植え付けている農地やたん水設備又は用水路等設備を有しない農地であるかという観点から水田の利用状況の点検を行い、地域計画を策定している地域を中心に、地域の実情等を考慮しながら、畑地化も含めた水田の有効利用について検討する。

また、連作障害回避や水田の有効活用の面から、水稻・麦・大豆等の組み合わせによるブロックローテーションも検討する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米については、高付加価値作物への移行や消費者需要に応じた生産誘導を行うと同時に、担い手への農地集積や生産コストの低減を図ることにより、生産農家の経営安定を目指す。

（２）非主食用米

ア 新市場開拓用米

新市場開拓用米については、生産者や実需者等のニーズを考慮しながら、内外の新市場の開拓を図る米穀の生産を推進する。

（３）麦、大豆、飼料作物

本市域では、麦、大豆の出荷・販売目的での生産は少なく、大きな生産拡大は期待できないが、農地所有適格法人をはじめとした担い手による生産を中心とし、需要に応じた生産を目指す。飼料作物については、地元畜産農家からの需要に応えられる生産の確保を目指す。また、水田を活用した二毛作を推進し、農業者の高収益化を目指す。

（４）高収益作物

都市部からの需要が高く、鮮度が求められる葉物野菜のほうれんそう、こまつな、しゅんぎく、みずな、パセリ及びねぎ、広島伝統野菜として認知度が高い広島菜については、地域振興品目（葉物野菜）に位置付け、特に産地化を推進する。

地場産野菜としての消費者ニーズがある、なす、さといも、トマト、たまねぎ、キャベツ、きゅうり、えだまめ、ばれいしょ、かぼちゃ、いちご、ニンジン、オクラ、たらめ、こんにゃく、ピーマン、にんにく、ブロッコリー、未成熟とうもろこしについては、引き続き、地域振興品目（主要品目推進）に位置付け、消費者からの需要に応えられる生産の確保を目指す。加えて、レタスについても地域振興品目（主要品目推進）に追加し、消費者ニーズを踏まえた魅力ある品目の生産振興を図る。

また、生産者と消費者をつなぐ直売所等の直接販売では、少量多品目の地場産の野菜、花きに一定の需要があり、地産地消を推進する観点からも、生産面積を維持していく。

さらに農産物の安全性の向上、労働安全性の確保、環境の保全などを促進するため、ひろしまそだちGAP（農業生産工程管理）の取組を農業者に促す。

（５）地力増進作物

ブロックローテーションの構築によるほ場の利用率の向上、地力の増進や災害時における地力の回復等を目的とした地力増進作物の活用を図っていく。

具体的な作物については、県設定と同様とする。（トウモロコシ、ソルガム、大豆、イタリアンライグラス、レンゲ、クリムゾンクローバー）

（６）その他

県内企業から県内産の需要が高く、省力、低コスト栽培が可能な小豆について、需要に応えられる生産量の確保を目指す。

5 作物ごとの作付予定面積等

作物	前年度作付面積 (ha)	当年度の作付予定面積 (ha)	令和8年度の作付目標面積 (ha)
主食用米	760.3	730.7	756.8
新市場開拓用米	0.4	0.4	0.4
麦	1.8	2.0	2.0
大豆	3.3	3.0	3.8
飼料作物	30.6	26.6	29.2
・子実用とうもろこし	0	0	0
高収益作物	146.5	145.5	163.7
野菜	130.9	128.9	144.4
・ほうれんそう	17.3	15.9	21.6
・こまつな	20.5	18.1	19.5
・みずな	5.6	5.8	6.6
・広島菜	4.6	4.4	5.5
・しゅんぎく	0.8	0.7	1.2
・パセリ	0.1	0.1	0.3
・ねぎ	10.3	11.4	9.2
・なす	7.4	7.1	8.1
・さといも	8.6	8.5	9.5
・トマト	6.2	6.0	6.8
・たまねぎ	8.7	9.1	8.6
・キャベツ	3.2	3.1	3.6
・きゅうり	7.9	7.8	8.5
・えだまめ	3.4	3.1	3.8
・ばれいしょ	8.8	9.2	10.4
・かぼちゃ	6.6	6.8	7.7
・いちご	1.1	1.1	2.0
・ニンジン	1.4	1.8	2.4
・オクラ	0.7	0.6	1.2
・たらのめ	0.6	0.5	0.6
・こんにゃく	0.2	0.2	0.4
・ピーマン	2.1	1.6	1.8
・にんにく	0.6	0.6	0.6
・ブロッコリー	1.8	1.9	1.9
・未成熟とうもろこし	1.3	2.6	2.6
・レタス	0.9	0.9	0.9
花き	14.2	16.6	19.3
地力増進作物	2.4	2.4	2.2
その他	2.2	2.1	4.6
小豆	2.2	2.1	4.6
畑地化	2.27	21.24	39.3

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	ほうれんそう、こまつな、みずな、しゅんぎく、パセリ、ねぎ、広島菜	地域振興品目助成 1 （葉物野菜助成）	取組面積の維持	（2024年度）32.5ha	（2028年度）32.5ha
2	なす、さといも、トマト、たまねぎ、キャベツ、きゅうり、えだまめ、ばれいしょ、かぼちゃ、いちご、小豆、ニンジン、オクラ、たらめのめ、こんにゃく、ピーマン、にんにく、ブロッコリー、未成熟とうもろこし、レタス	地域振興品目助成 2 （主要品目推進助成）	取組面積の維持	（2024年度）15.1ha	（2028年度）18.4ha
3	野菜一般、花き一般（基幹作）	地産地消助成 （直売等向け助成）	取組面積の維持	（2024年度）8.2ha	（2028年度）8.8ha
4	野菜一般、花き一般	ひろしまそだち G A P 加算助成	取組面積の維持 （取組対象者の維持）	（2024年度）27.7ha 112人	（2028年度）27.7ha 112人
5	飼料作物、粗飼料作物等	耕畜連携助成	取組面積の維持	（2024年度）5.7ha	（2028年度）6.2ha
6	麦、大豆、飼料作物、そば、なたね、野菜一般（二毛作）	二毛作助成	取組面積の維持	（2024年度）10.5ha	（2028年度）10.5ha

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:広島県

協議会名:広島市地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	地域振興品目助成1 (葉物野菜助成)	1	16,000	ほうれんそう、こまつな、みずな、しゅんぎく、パセリ、ねぎ、広島菜	出荷・販売を目的として、対象作物を作付けする農業者又は集落営農等
2	地域振興品目助成2 (主要品目推進助成)	1	9,000	なす、さといも、トマト、たまねぎ、キャベツ、きゅうり、えだまめ、ばれいしょ、かぼちゃ、いちご、小豆、ニンジン、オクラ、たらめのめ、こんにゃく、ピーマン、にんにく、ブロッコリー、未成熟とうもろこし、レタス	出荷・販売を目的として、対象作物を作付けする農業者又は集落営農等
3	地産地消助成(直売等向け助成)	1	6,000	野菜一般、花き一般	対象作物を作付けし、直接販売を行う農業者又は集落営農等
4	ひろしまそだちGAP加算助成	1	4,000	野菜一般、花き一般	GAP(ひろしまそだちGAP、JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P.)に取組み、出荷・販売を目的として対象作物を作付けする農業者又は集落営農等
5	耕畜連携助成	3,4	12,000	別紙のとおり	別紙のとおり
6	二毛作助成	2	11,000	麦、大豆、飼料作物、そば、なたね、野菜一般(二毛作)	二毛作に取組み、出荷・販売あるいは自家利用を目的として、対象作物を作付けする農業者又は集落営農等

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別表1)粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリッドライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

(注)上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る

(別表2)飼料供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の項を記載するものとする

1 水田放牧(水田における牛の放牧の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) 飼料作物を生産する者
- (3) 牛群を管理する者
- (4) ほ場の場所及び面積
- (5) 牛の入退牧の時期及び放牧頭数
- (6) 利用供給協定締結期間
- (7) 水田放牧の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (8) その他必要な事項

2 資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

(別表3) 具体的要件及び確認方法

	1 水田放牧	2 資源循環
具 体 的 要 件	○助成対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○助成対象作物 ・飼料作物(基幹作, 二毛作) ○その他 ・耕畜連携の取組を行う者が, 連携の相手方と3年以上の期間で「利用供給協定」を締結すること(利用供給協定に含まれるべき事項は別表2のとおり) ・自家利用の場合は, 自家利用計画を策定すること ・当該年度における放牧の取組であること ・1ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であり, 成牛換算においては, 育成牛2頭当たり成牛1頭とする ・対象牛は, 概ね24カ月齢以上の成牛又は8カ月齢以上の育成牛であること ・地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり, かつ, 1ha当たり延べ放牧頭数が180頭日以上であること	○助成対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○助成対象作物 ・粗飼料作物等(別表1のとおり)(基幹作, 二毛作) ○助成その他 ・耕畜連携の取組を行う者が, 連携の相手方と3年以上の期間で「利用供給協定」を締結すること(利用供給協定に含まれるべき事項は別表2のとおり) ・当該年度における堆肥の散布の取組であること ・散布される堆肥が, 利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること ・堆肥を散布する者は, 水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く)であること ・同一年度において他に水田への堆肥散布への取組による助成を受けない水田であること ・原則, 堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4m³以上であること ・ただし, 公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては, 地域協議会の判断により当該基準に代えることができる ・自ら家畜を飼養している者については, 当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても, なお堆肥が不足する場合に, 不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。 ・対象作物が青刈り稲、WCS用稲又はわら専用稲の場合、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(以下「要領」という。)別紙1の第5に定める取組計画が受理されている者であること
	○助成対象者 ・出荷・販売を確認(確約)できる書類等、集落営農の規約・名簿(集落営農のみ) ○助成対象水田 ・営農計画書, 現地確認, 及び地域農業再生協議会が整備する水田台帳 ○助成対象作物 ・営農計画書, 現地確認, 出荷・販売を確認(確約)できる書類など ○その他要件 ・現地確認, 作業日誌等 ・利用供給協定又は自家利用計画	○助成対象者 ・対象作物の作付け, 販売状況が分かる書類等により確認 ○助成対象水田 ・水田台帳等との照合により確認 ○助成対象作物, その他 ・現地確認, 作業日誌等 ・利用供給協定 ・対象作物が青刈り稲、WCS用稲又はわら専用稲の場合、要領別紙1の第5に定める取組計画書及び要領別紙1の第7に定める取組実績報告